第30号明・愛

NPO法人 メイアイヘルプユー

発行日2012年4月25日
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー会報
発行人　代表理事　新津ふみ子

これからの第三者評価

代表理事　新津ふみ子

平成２３年度は、第三者評価の今後の展開のｷｰﾎﾟｲﾝﾄとなる‘重要な会議’が開かれた年と言えます。

第三者評価は、指針や評価機関の認証や研修、基準ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ、評価制度の普及など、基本事項を検討する委員会としては既に、「福祉ｻｰﾋﾞｽ第三者評価事業に関する評価基準等委員会」が全社協に設置されています。厚生労働省(以下、「厚労省」)の方針を受けて、第三者評価全体について検討する委員会です。この委員会のﾜｰｷﾝｸﾞﾁｰﾑとして「今後の第三者評価の進め方ﾜｰｷﾝｸﾞ」(以下、「進め方ﾜｰｷﾝｸﾞ」)、ー‘重要な会議’が23年秋、発足しました。

第三者評価は、16年に、指針や評価基準のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝが厚労省・通知として発出され、17年度には受審実績の集計が始まっています。つまり、厚労省が具体的に推進の発信をしてから8年が経過しますが、この間、受審件数は伸び悩み、都道府県によって取り組みに大きな差が生じており、第三者評価の目的である「福祉ｻｰﾋﾞｽの質を向上させる」策として十分に機能しているとは言えず、従って、「利用者が情報を入手し、ｻｰﾋﾞｽを選択する際の有効な情報源」に足る状況となっていないのが現状です。制度そのものが危機に瀕していると今後を憂慮しています。

このような‘危機意識’に基づいて立ち上げられたのが「進め方ﾜｰｷﾝｸﾞ」で、新津が座長を務めました。第三者評価制度を所管する厚労省社会援護局社会基盤課の課長が、すべての会議に出席すると共に、第三者評価の今後について精力的に検討がなされました。

検討に先立って、47都道府県推進組織へのｱﾝｹｰﾄ調査(回収率100%)と、施設・事業所を対象とするｱﾝｹｰﾄ調査(ｱﾝｹｰﾄ送付780箇所、回収率71%)を実施し、集計・分析の結果を参考に報告書にまとめました。

報告書の主要な論点は、評価機関、評価調査者の質、評価基準の内容、受審ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞの促進、評価結果の公表とPR、各施設・事業所におけるｻｰﾋﾞｽの質の向上の取り組み推進についてです。

今回は、「評価機関、評価調査者の質」について、その要旨を報告します。

受審に際し、施設・事業所が懸念していることの１つに、評価機関の質の問題があげられますが、このことについては、これまでも本紙上で報告してきましたので略し、それへの対応策について取り上げます。

報告書では対応策として「①質の伴わない評価調査者及び評価機関の退場を促すことが必要である。将来的には、全国ﾚﾍﾞﾙでの統一的認証制度(現在は、各都道府県推進組織)を導入し、都道府県単位のみならず全国規模で各施設・事業所の評価ができる仕組みを構築すべきであるという意見もあった。②また、同時に良質な評価者(機関)の育成を促進していくことが必要であり、既に実績のある者を中心とした評価者(機関)のﾈｯﾄﾜｰｸ化が望まれる。③これに対応するためには、評価者(機関)の質を向上させ、第三者評価事業の信頼性を高めるため、評価機関の認証や更新の厳格化、(2pへ)

30号のガイド

1P・これからの第三者評価　2P.・memo帳　社会的養護／自主勉強会レポｰﾄ「高齢者ケアのための薬の知識」　3p. 自主勉強会に参加して
4P・東日本大震災・現地リポート in 釜石(第二弾)　6P・新入会員紹介／事業報告／自主勉強会おしらせ

◆「厚生福祉」(第5882号)の巻頭言「社会保障と税の一体化」を執筆者の齋藤芳雄さんからご提供いただきましたので会報に同封します。(編)

(1pから)評価調査者の研修内容の充実などが必要である」と提案しています。

また、それへの全社協の取り組みとして、全社協に設置されている第三者評価に関する各委員会の機能を強化すること、また、各都道府県推進組織の運営を支援するため、評価調査者養成研修や継続研修について、「中央」開催、あるいは「複数自治体(例えばﾌﾞﾛｯｸ単位に)」共催を促進するなどしています。都道府県推進組織への調査の結果、東京都を除いて、推進組織があまりにも脆弱で、本制度の責任をもった運営が懸念されるという分析結果を受けての提案です。

ところで、第三者評価は社会福祉事業者による任意受審の制度です。しかし、子どもを取りまく被虐対等の社会状況から、社会的養護施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)は、3年に1度の第三者評価受審が義務化され、26年度までには受審しなければならなくなります。そのための評価機関要請(この分野の評価ができる調査者が必要)や体制整備の必要から、この分野の評価を行う評価機関の認証は全国ﾚﾍﾞﾙで行うとともに、養成研修及び継続研修も全国ﾚﾍﾞﾙで行う必要があるとし、近々、実施が予定されています。早速、‘重要な会議’(先述のﾜｰｷﾝｸﾞ)が活かされたと考えています。

また、対応策②の具現化として、評価調査者の全国ﾈｯﾄﾜｰｸづくりについて本年3月21日に開催した本法人理事会で承認を得ましたので、早速、取り組んでいきます。これまで以上のご協力をお願いします。

(Memo帳)　社会的養護

社会的養護とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。」(厚労省HP)／対象児童は、約4万5千人とされ、制度的には、里親、ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ、施設、小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ、地域小規模児童養護施設などがあります。このうち、施設は、子どもが選択できない措置制度であり、親権代行等の規程の存在、被虐対児等の増加により施設運営の質の向上が求められることから、第三者評価の義務化に向けて、24年度前半の評価基準見直しと評価者研修等を実施し、24年度の後半から実施予定とされています。　(かなめのTsubone)

自主勉強会レポート

「高齢者ケアのための薬の知識」

講師　高瀬義昌先生

3月30日（金）に開催した自主勉強会への参加者は26名（うち非会員８名）でした。非会員の方の参加人数がこれまでの勉強会より多いことが目立ちます。この理由は、「講師」と「テーマ」によるものと考えます。以下に当日の要旨をお伝えします。

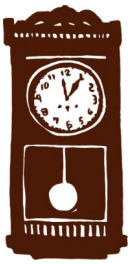

「講師」の高瀬医師は2004年に大田区に開業した在宅支援診療所「たかせクリニック」の院長です。このクリニックの特徴は外来診療を行わず、訪問診療のみで患者と向き合っていることです。つまり文字通り24時間、365日の訪問診療体制で、250名程度の在宅療養者の診療をしています。現在、在宅支援診療所の看板を掲げる診療所は珍しくありませんが、このような体制の診療所はごく少数ではないかと思います。その意味で高瀬医師の実践は、時代の要請に答える在宅診療のフロントランナーと言えるでしょう。

高瀬医師は在宅の認知症患者への診療は、薬が２割でケア（介護）が８割と言います。この意味を在宅医療における医師の役割は、患者と家族をサポートすること、そのため生活支援が主で医療は２割程度になるというものです。そして患者の生活の場に「お邪魔する」往診は、医者と患者・家族が対等の関係になりやすいこと、更に緊急事態を協力して乗り切ると、関係は病気と闘う‘同志’に変化するそうです。そこに在宅訪問診療の醍醐味を感じると言います。

認知症に早期に気づき専門医を受診し、認知症のタイプ別の診断を受けることが重要です。現在は、問診や認知機能検査などの「臨床診断」に加えＣＴやＭＲＩなどの「画像検査」で、より正確な診断ができるようになっています。

高瀬医師のこれまでの経験によると、画像検査の結果は６割程度で、４割は日常生活を詳細に見ることから得られる情報で判断するそうです。そのため認知症の診断と薬の処方内容には往診が欠かせないと考えています。

「物忘れ外来」のある医療機関であれば「画像診断」を含め診断はきちんとしているものの、フォローは不足しがちな状況にあります。その理由は診療時間が短く、ともすると家族の「大変」の訴えに応じ、薬が多くなる傾向があるためです。認知症の薬は少ない方がベストではあるものの、そのさじ加減は難しく、家族を初めとする周囲の介護（ケア）と関係します。特に高齢者がなりやすい脱水状態や便秘がせん妄状態を引き起こすことがあり、その予防の重要性も一部では認識されています。にもかかわらず「せん妄」を単に周辺症状とし、それを抑えるための薬で著しく活動性を低下させられている患者も珍しくありません。高瀬医師は、多くの薬を処方されていた患者の「薬の整理」をすることも多いそうです。

勉強会では中核症状に対する原則的な薬の組み合わせと、周辺症状それぞれへの処方薬の種類に併せ、高齢者であるため極めてごく少量から投与するなどの例も紹介されました。いずれにしても薬の『さじ加減』と、その判断ができる在宅訪問診療の重要性を深く認識できた勉強会でした。また、チームワーク・フットワーク・ネットワーク、目配り・気配り・心配り、蟻の目・鳥の目・魚の目の９つのキーワードで、地域包括支援センター・訪問介護・訪問看護やケアマネジャー・病院など地域の関係者と連携し、安心して暮らせる地域を作ろうとしている高瀬医師の姿勢が伝わる勉強会でもありました。継続して「脱水」や「せん妄」等をテーマにした勉強会を、高瀬医師にお願いしたいと思いました。

（文責　鳥海房枝）

自主勉強会に参加して

菊地　敏夫 さん

自主勉強会の会場に入った途端、目に飛び込んできたのは何時もと違って若い女性の参加が多く、華やかな雰囲気と同時に場違いな研修に来たかなと感じた。またテーブルの上には資料や書籍が数多く積み上げられ、勉強してやるぞというムード一色になっており、雑談の中でも何かをつかんで帰るぞという意気込みが感じられた。そんな中で代表より「今日は違うでしょう」と声をかけられ、「同じ雰囲気を感じているのか」と思いながら、会場の片隅で頂いた資料をパラパラ確認した。その内に定刻となり、代表より講師が紹介された。講師は大田区で在宅訪問診療を専門に行っている高瀬義昌医師で、代表や事務局長とは永年の親友で様々な機会を通して交流されているとのことであった。

高瀬医師は自己紹介を兼ねながら、私のような素人にもわかるように身振り手振りを交えたり、声のトーンを変えたり、時にはジョークを入れて、聴く者を引きつけながら在宅の認知症患者のケアに関して実践的な具体的事例に基づき講義をされた。「治る認知症とは何か、現段階では治らない認知症とは何か」、「認知症ではどのような症状が現れるのか」、「認知症の画像診断」「認知症の気づき方・接し方」などに関して理解できた気がしている。現在は私が携わっている地域福祉推進委員会のメンバーとして、得られた知識を地域に還元し活かしていきたいと思っている。

みなさまからの
社会福祉情報お待ちしています。（編）
メールアドレス：meiai@smile.ocn.ne.jp
＊HPアドレス：www12.ocn.ne.jp/~meiai

各地からの情報

東日本大震災・現地リポート in 釜石（第二弾）

特別養護老人ホーム あいぜんの里　　施設長 古川明良さん

先月末は新津代表、鳥海さんご両人に昨年からお願いしていた当施設での勉強会を開催して頂きこの場をお借りしましてあらためて感謝を申し上げます。

第一弾では「仮設住宅」に関する現状と行政対応を現地リポートしましたが、予想通り今年の冬は例年に増して厳しい冬でした。これは、気象の変化だけではなく街並みの建物自体からの温室効果がなく、且つ、街並みは遮るものが無い寒風吹きすさぶ荒野状態であったことで一層寒さを感じたのではと考えています。また、仮設住宅は居住空間の狭さと心身のストレスで高齢者に高血圧症や血栓の発生率が増えているとの報告もあります。

因みに、行政（発注者は県）が取った仮設住宅の寒さ対策は秋口から慌てて水道管凍結防止補修や断熱材補強及び二重サッシ設置などの追加工事でした。しかし、それでも多くの仮設住民の方々は寒かったと感想を述べています。

さて、国は平成７年１月17日の阪神淡路大震災の経験を経て日本国憲法下で初めて国民目線に立った災害救助法の基本的制度を構築したと考えます。その後の度重なる局地的な自然災害（新潟県中越地震や北海道奥尻島津波など）を経験して更にその制度運用は柔軟になってきたと感じていました。然しながら、この度の東日本大震災は余りにも規模が広範囲で犠牲者も戦争なみの２万人弱であり、且つ経済基盤

■〈写真は私の生まれ里の鵜住居町で津波は学校の屋上を越えた。この場所は「釜石の奇跡」の釜石東中学校で学校左側周囲の積雪の下はすべて瓦礫の山です。

が一部地域を除き脆弱、その上少子高齢化が著しいエリアであり過ぎました。更に福島県は福島第一原発に人災が加わるなど真に未曾有の大災害です。

その震災から早いもので一年が過ぎ更に一カ月も経ようとしています。この三百六十五日と三十日の時間を経てもなお、まちの復旧（復興ではありません）への明確なビジョンと心湧き躍るような期待感は何一つ私個人からは生まれてきません。それは何故なのかと自問自答する毎日です。

ここに、地元紙に書かれた記事があります。初代復興大臣となられた平野達男（岩手県北上市出身）大臣が２月１９日に岩手県に来て県庁で知事と被災１２市町の首長（当日は半分の６首長出席）に向けて発した発言は以下の内容（一部を抜粋）です。

「復興交付金の対象事業は被災自治体の負担はゼロ。但し、不要不急のものは採択を延期することもある。」と述べ、その後の記者団との質疑で復興交付金について「被災自治体にコスト意識を持ってもらわなければならない。必要なものはできるだけ認める形で運用したいが、増税で財源を確保することを頭においてほしい。」と述べられたそうです。

私はこの記事を読んで私自身確信をもって孫子に向け「我がまちはあなた達が住み続けることができるまちだよ。」と言えるのは果たして十年後か二十年後かはたまた一生言えることは無いのではと考え込んでしまいました。その理由は、先の発言を次のように私なりに解釈するからです。

一、「不要不急のものは採択を延期する」は、被災地の一つひとつの地形条件、歴史、地域の産業の成り立ちや住民の様々な生きざまなど被災地の実情に思いを馳せることなく先ず財源ありきで物事を決める体質をもった国の担当省の官僚が、間違いなく事業採択してしまうからです。

二、「被災自治体にコスト意識をもって」との発言で

東日本大震災・現地リポート in 釜石（第二弾）

すが個人であれ市町村行政であれ、有形無形財産の全財産を一瞬に失うことを初めて経験した立場から言わせれば、最低限憲法が保証する生活レベルの家と雇用（事業所と従業員）の安定が保証されなければ、そのまちに住み続けることはできません。このような環境下で何に対してコスト意識を持てと云うのでしょうか。個人であれ市町村自治体であれ経済基盤や日常生活が根底から破壊され尽くしているのですよ。

想像してみてください一瞬のうちに暮らしのすべてを奪ったことを歴然と示す。ついさっきまで使っていた台所用品、食卓ﾃｰﾌﾞﾙ、椅子、ﾃﾚﾋﾞ、ｿﾌｧｰﾍﾞｯﾄﾞ、日用品、学用品、そして自転車はひしゃげ、ｱﾙﾊﾞﾑは散乱し、その上に自動車が横倒し・・・。そして、その瓦礫の山を、その中に埋もれた悲しさを。

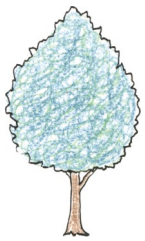

この非常事態は国自身が国民を守るためにコストを顧みずに先ず先頭に立ち、また、可能な限り短時間で原形復旧(必要最低限の公共インフラ整備・産業の維持確保・個人の持ち家確保と雇用の確保)をそれこそコスト意識を持って推進すべきと考えます。そうでもしないと「時は金成」の世の中、被災の地には種々の問題が起きます。現に中央資本の参入により土地や建物を中心に復興バブルが起きています。

個人的にも時間が経てば経つほど生活基盤の選択肢としてその地に住み続けることが難しくなるのです。被災者は財産(土地)があっても現金資金の無い人は経済的に困窮し、この地で生活の糧を得られなくなる。結果、若者を中心に人口流出が起きるのです。（現に起きています。）

三、「運用したいが、」という便利な言葉遣いを考察すれば、復興に当たって国は財務省指導にて現行の補助制度を活用して計画検討しなさいと明確なメッセージが読み取れます。国の全省庁の施設整備事業は災害復興であろうと平時の整備であろと事業採択の大原則は「原形復旧」です。所謂、被災状況がどうであれ元あった場所にそのとき

の形状状態に戻せということを基本にハード整備は求めています。

その事業確認と称して官僚は必ず国・県の担当者により現地調査や現地検査を大変手間暇のかかる資料を提出させて事業を推進させようとするのです。理由は事業目的に沿って「税金を使った工事が公平公正に施工されているか」を調べるためです。例外は無いのです。

被災した立場で‘運用’を考えれば、簡単な書類審査でそのまちの早急な復旧復興に資するよう「東日本大災害災害復旧補助事業」を創設、そして将来の孫子の代に残せるような公共ｲﾝﾌﾗを速やかに施工させ住民自らに夢を描き時めくような構想を考えさせてその地に住み続けられるようにすべきと考えます。

ここまで書いて、この国の憲法には世界に冠たる平和憲法の第九条はあるが、自然災害を含む国家の緊急事態条項の明文規定が設けられていないことに気づいてしまいました。

国家の最大の使命は、国の平和と独立を守り、もって国民の生命・身体・財産を保護する事にあると思います。国は外国からの武力攻撃やテロや今回のような大規模な自然災害など平時の法体制では想定し得ない緊急事態の場合を考えて憲法に明文規定を設けて対応することが必要と考えます。因みに、ドイツ、スイス及びお隣の韓国など世界の98カ国が設けており、国際条約においても、国民の生存を脅かすような緊急事態が発生した場合には、それぞれの国が一定の人権を制限して、事態の対処に必要な措置を講ずることが認められています。(1966年国際人権規約B規約、1950年欧州人権条約など)

この規定が日本国憲法に無いこと自体がこの国難を一層複雑で物事が決められない政治の貧困につながっているのではと考えるのは私だけでしょうか。

以上、初代復興大臣が就任後初めて岩手県庁を訪れた際に県内被災地首長との意見交換で発言した復興に対する国の姿勢について私なりの考えを書きましたが、皆様はどの様な考えをお持ちですか。

<資料引用：2012.2.20岩手日報記事一部引用、2012.3.6産経新聞「正論」一部引用>

新入会員紹介

「はじめまして。よろしくお願いいたします。」

坂口社会福祉士事務所
坂口繁治さん

2年前から、評価機関・岩手県社会福祉協議会の評価者として、これまでに幾つかの事業所の評価を行ってきましたが、福祉サービスという対人援助の奥深さを考えさせられ、中途半端な立場や知識では務まらないことを実感させられていました。

入会のきっかけは、岩手県の福祉サービス第三者評価者継続研修に新津氏が講師に来られたことです。研修を終えて小職から、「メイアイヘルプユーで行っている実際の評価に立ち会って勉強してみたい」と相談しました。新津氏から「守秘義務を担保するために条件がある。それは、会員になることです」と話され、躊躇することなく入会させていただきました。

数年前までは、評価される側の児童福祉の分野で仕事をしていました。当時から「第三者評価で施設を社会化する」ことを考えていました。しかし、県内に一つしかない施設であり、被虐待児童や発達障害を抱えた児童及び家族の支援を行っている中で、第三者評価を受審するまでには3年程かかりました。「児童福祉に評価は当てはまらない。措置施設には通用しない。評価できる専門家がいるのか」等、様々な抵抗勢力と向き合い、何とか受審に辿り着いた思い出があります。職員全員で、自己評価を行い評価基準の理解に四苦八苦したものです。入所児童にも、施設の運営を第三者に評価していただくことで、施設入所の目的や施設生活のあり方を共通認識する機会にもなりました。

評価者として最も大きな出来事は、岩手県社会福祉協議会の評価機関の中で大先輩の評価者の独特なキャラクターに大きな刺激を受けていることです。評価者は、豊かな人生経験とユーモアも兼ね備えて、事業所と向き合っている姿を見せていただいています。

社会的養護の福祉サービス第三者評価が義務化される中で、独立型社会福祉士として客観性と信頼性を担保した評価者を目指そうと考えています。皆さんの御指導よろしくお願いいたします。

事業報告

第三者価事業

昨年5月から動き出した23年度当法人の第三者評価は、本年3月までに東京都内施設25件、都外施設9件、利用者に対する調査(東京都独自制度)3件です。都外での評価は、北海道、宮城県、鳥取県で実施しました。サービス種別は、高齢・障害・子ども・生活保護などの分野で15種別に及んでいます。24年度(4月以降)の評価依頼も、都内、都外とも申し込みが始まっています。

東京都の推進機構が実施した調査に寄れば、施設長などの経営層への聞き取り調査を1日で済ませる評価機関が圧倒的に多く、当法人のように2日間かける事業所は希有という結果になっています。東京都の評価推進機構が発行している第三者評価のPR紙では、訪問調査について、「評価者との十分な対話が、多くの気づきを生み出します」と宣伝しています。どうすれば、たった1日で「気づきを生み出す」対話ができるのか、膨大な評価項目を前に、機構にご指導いただきたいと切望します。

利用者本位のサービスの向上を目標に、愚直に、丁寧な聞き取りをしていこうと評価責任者会で確認しています。

(文責　要)

自主勉強会のお知らせ

テーマ　子どもをとりまく環境
－社会的養護－を考える
と　き　2012年6月27日(水)18時30分
講　師　宮島　清先生
日本社会事業大学専門職大学院
准教授
会　場　メイアイヘルプユー事務所
参加費　会員500円、非会員1,000円
お申し込みは6月15日(金)までに事務局まで

＊8月中に、3月の自主勉強会でお世話になった高瀬義昌先生に、脱水とせん妄についてお話しいただける予定です。

□編集後記□

釜石・古川さんの生のレポートをいただいて、わたしの日常の危機感が刺激され、しばし「ウーン」とうなってしまった。「被災地」の問題ではなく、日本が問われている問題／TVで観る東北の満開の桜。美しい。しかし、なぜか悲しい。／我が家の前の山桜。これが散ると「真夏日」報道が始まる。／昨日の東京は最高気温14度、今日は25度。明日は？？。体調管理！体調管理！／みなさん、お元気で。(かなめのTsubone)

〒141-0031　東京都品川区西五反田2-31-9
シーバード五反田401　(03)3494-9033
ＮＰＯ法人メイアイヘルプユー　発行